第3期山口県 がん対策推進計画

平成30年(2018年)3月

山口県

はじめに



がんは、本県において昭和56年(1981年)から死因の第1位であり、現在約4人に1人の県民が、がんでお亡くなりになっています。県民の皆様が希望を持って、いつまでも安心して暮らし続けることのできる基盤を築くため、がん対策は大変重大な課題となっております。

こうした本県の現状や、平成28年12月に改正されたがん対策基本法及び昨年10月に策定された新たな国のがん対策推進基本計画の趣旨を踏まえ、このたび本県の今後6年間のがん対策の基本指針となる「第3期山口県がん対策推進計画」を策定いたしました。

この第3期計画では、「全ての県民が、がんに関する正しい知識を持ち、がん 予防や早期発見に取り組むとともに、がんにかかっても安心して暮らせる地域 社会の構築」を基本理念とし、「がんに関する理解の促進」、「県民総ぐるみで取 り組むがん予防・早期発見の推進」、「患者の視点に立ったがん医療の充実」、「が んにかかっても安心して暮らせる地域社会の構築」の4つの柱に沿って、総合 的ながん対策に取り組むこととしております。

今後はこの計画に基づき、市町や医療機関、関係団体と一体となって、各種施策を継続的に推進し、「3つの維新」の一つである「生活維新」を進め、県民の皆様がはつらつと暮らせる「活力みなぎる山口県」の実現に向け、全力で取り組んでまいりますので、県民の皆様をはじめ、関係者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、この度の計画策定にあたり、多大なる御尽力をいただきました山口 県がん対策協議会やがん対策推進計画策定検討委員会の委員の皆様、また、貴 重な御意見をいただきました県民の皆様に対し、心から厚くお礼申し上げます。

平成30年(2018年)3月

山県知事村岡嗣政

目	次
H	八

第1	編計	画の基本的事項	
	第1章	計画の基本的事項	1
	1	策定の趣旨	
	2	計画の位置づけ	
	3	計画期間	1
	第2章	第3期計画の基本理念	2
	第3章		
	1	本県における推進体制	3
	2	計画の進行管理	3
	第4章		
	1	第2期計画に掲げる数値目標の達成状況	
	2	第3期計画における数値目標の考え方	8
第2		県のがんの状況	
	第1章		9
	1	1 1 5 1 E. E. S.	
	2	部位別年齢調整罹患率の推移	
	3	年齢階級・主要部位別粗罹患率	
	4	部位別発見時の病期(ステージ)	
	5	5年生存率	13
	第2章		
	1	主要死因別死亡者数	
	2	部位別死亡割合	1 4
	3	部位別がん粗死亡率の推移	
	4	年齢階級別がん死亡者数の状況	
	5	年齢調整死亡率(75歳未満)の推移	1 7
	第3章	がん患者数の状況	1 8
第3	編 が	んに関する理解の促進	1 9
	第1章	がんに関する正しい知識の普及啓発の充実・強化	1 9
	1	現状と課題	1 9
	2	本計画における取組と目標	20
	第2章	: がん教育の推進	22
	1		
	2		
	3	個別目標	23

第4編 県民総ぐるみで取り組むがん予防・早期発見の推進	2 5
第1章 生活習慣改善や感染防止等	25
1 現状と課題	25
2 本計画における取組と目標	2 5
3 個別目標	2 6
第2章 がん検診受診率の向上	28
1 現状と課題	28
(1) 検診受診の促進	28
(2) がん検診の質の向上	29
2 本計画における取組と目標	3 0
(1) 検診受診の促進	3 0
(2) がん検診の質の向上	3 1
3 個別目標	32
第5編 患者の視点に立ったがん医療の充実	3 5
第1章 がん拠点病院等	3 5
1 がん拠点病院等の概要	3 5
第2章 がん治療の質の向上	3 9
1 現状と課題	3 9
(1) がんの三大治療	3 9
(2) 人材育成	4 0
(3) チーム医療	4 1
(4) 病理診断	4 1
(5) 地域における医療連携	4 2
2 本計画における取組と目標	4 2
(1) がんの三大治療	4 2
(2) 人材育成	4 2
(3) チーム医療	4 3
(4) 病理診断	4 3
(5) 地域における医療連携	4 4
3 個別目標	4 4
第3章 緩和ケアの推進	4 9
1 現状と課題	4 9
2 本計画における取組と目標	5 0
3 個別目標	5 0

第4章 がん治療を補完・充実する取組	- 5	1
1 現状と課題	- 5	1
(1) セカンドオピニオン	- 5	1
(2) がんのリハビリテーション	- 5	1
(3) 在宅医療・介護サービス提供	- 5	3
2 本計画における取組と目標		
(1) セカンドオピニオン	- 5	3
(2) がんのリハビリテーション		
(3) 在宅医療・介護サービス提供		
3 個別目標		
第5章 がん登録の推進	- 5	6
1 現状と課題	- 5	6
2 本計画における取組と目標	- 5	6
3 個別目標	- 5	7
	_	0
第6編 がんにかかっても安心して暮らせる地域社会の構築		
第1章 相談支援体制や情報提供体制の充実		
1 現状と課題	- 5	8
2 本計画における取組と目標	- 5	8
3 個別目標	- 5	9
第2章 就労を含めた社会的問題への対応	- 6	1
1 現状と課題	- 6	1
(1) 就労支援	- 6	1
(2) アピアランスケアなどQOL(生活の質)向上への取組一		
2 本計画における取組と目標		
3 個別目標		
第7編 個別のがんの現状と取組	- 6	7
第1章 肺がん	- 6	7
第2章 胃がん	- 6	8
第3章 大腸がん	- 6	9
第4章 乳がん	- 7	0
第5章 子宮頸がん	- 7	1
第6章 肝がん	- 7	2
第7章 小児がん	- 7	3
第8章 AYA世代のがん	- 7	4
第9章 希少がん・難治性がん	- 7	5
第3期山口県がん対策推進計画数値目標一覧	- 7	6
21. 37. 1. 37. 1. 37. 1. 47. 1		
参考資料		
委員名簿	- 7	8
計画の策定経緯		
パブリック・コメントの実施結果概要		

第1編 計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

1 策定の趣旨

悪性新生物(がん)は、わが国では昭和56年(1981年)に脳血管疾患を抜いて死因の第1位になって以降、現在では年間約37万人余りの国民が亡くなるなど、国民の生命及び健康にとって重大な課題となっています。

国においてはこうした状況に対応し、がん対策の一層の推進を図るため、平成19年(2007年)4月にがん対策基本法が施行され、同年6月がん対策推進基本計画、平成24年(2012年)6月には第2期がん対策推進基本計画が策定されました。

その後法施行から10年が経過し、がん医療のみならずがん患者に係る就労・就学支援等の社会的問題等に対応するため、平成28年(2016年)12月にがん対策基本法の一部を改正する法律が公布・施行され、これを踏まえ、平成29年(2017年)10月には新たながん対策推進基本計画が策定されました。

本県においても年間約5千人の県民が、がんによって亡くなられており、がん対策は、 本県の保健・医療政策の中で非常に重要な課題となっています。

このため、がん対策基本法に定める基本理念に則り、本県におけるがん罹患の状況やがん患者に対する医療の提供の状況等を踏まえて、今後の本県のがん対策を推進していくための基本的な方針や施策の方向性を示した「第3期山口県がん対策推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、がん対策基本法第12条に基づく都道府県がん対策推進計画です。

3 計画期間

計画期間は平成30年度(2018年度)から平成35年度(2023年度)までの6年間とします。

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	Н33	H34	H35
がん対策推進基本計画(国)			2期		→	<		— 3	3期-		→	
山口県がん対策推進計画				2期.					— 3	期 —		→

第2章 第3期計画の基本理念

改正がん対策基本法においては、がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境を整備すること等が、基本理念に追加されました。また、第3期がん対策推進基本計画においては、「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す」ことを目標に、「がん予防」「がん医療の充実」「がんとの共生」を3つの柱とした施策を展開することとされました。

県では、これまで山口県がん対策推進計画に基づき、がんの予防、医療、相談支援など、幅広く取り組んできました。早期発見につながるがん検診受診率が低いことや、がん医療に携わる医療従事者の更なる育成・確保が必要であることなど、その取組を一層強化する必要があります。

このような国の方向性や本県の課題を踏まえ、「全ての県民が、がんに関する正しい知識を持ち、がん予防や早期発見に取り組むとともに、がんにかかっても安心して暮らせる地域社会の構築」を目指すため、以下の4つの柱に沿って、県・市町・医療機関等がそれぞれ取り組むべき事項を明示し、連携してがん対策を総合的に推進します。

◆ がんに関する理解の促進

県民一人ひとりが、がんやがん患者に対する理解が進むよう、県、市町、医療機関等が協働し、様々な機会や手段を活用して、がんに関する正しい知識の普及啓発の強化に取り組むとともに、子どもの頃からがんに関する正しい知識を身につけるため、学校におけるがん教育の充実を図ります。

◆ 県民総ぐるみで取り組むがん予防・早期発見の推進

がんは、喫煙や食生活その他生活習慣の改善等のがん予防や、がん検診などの早期発見が重要であることから、たばこ対策や生活習慣改善の効果的な普及、がん検診の受診促進に向けたがん検診の必要性の普及啓発や受診しやすい環境の整備に県民総ぐるみで取り組みます。

◆ 患者の視点に立ったがん医療の充実

様々ながんの病態に応じて、どこにいても安心してがん医療を受けることができるよう、専門的な医療従事者の確保・育成や、がん医療水準の向上、がん拠点病院等の機能強化等を通じて、患者の視点に立ったがん医療の充実を推進します。

◆ がんにかかっても安心して暮らせる地域社会の構築

2人に1人が、がんにかかる可能性があることから、がんになってもがんと向き合い、安心して暮らせる地域社会の構築に向け、がん患者の抱く様々な不安や悩みに対応できる相談支援体制や、患者が必要とする情報提供の一層の充実を図っていきます。

第3章 推進体制

この計画の推進にあたっては、県民の理解と協力のもとに、県、市町、保健・医療・福祉、事業者等の関係団体が相互に協力・連携して、総合的に推進します。

1 本県における推進体制

(1) 全県単位での推進

がん対策の推進にあたり、がん対策に携わる医療機関や関係団体等で構成する「山口県がん対策協議会」や、がん拠点病院等で構成する「山口県がん診療連携協議会」等とも緊密に連携し、全県レベルで計画の進捗状況の把握や計画の推進に向けた協議・検討を行います。

(2) 市町との連携

がん検診の実施主体である市町と連携し、がん検診の受診率向上をはじめとするが ん対策の推進に資する取組を実施します。

(3) 保健医療関係団体等との連携

医師会、薬剤師会、看護協会等をはじめとする、地域の保健・医療・福祉の関係団体から積極的な協力が得られるように努めます。

(4) 事業者との連携

企業等の事業者と連携し、その従業員のがんに関する正しい知識の習得、がん検診の受診、がん予防に重要な生活習慣の改善といった健康づくりに取り組むことができる職場環境及び福利厚生の整備の促進に取り組みます。

2 計画の進行管理

- 本計画の実効性を確保するため、「山口県がん対策協議会」において、毎年の取組 状況を報告し進行管理と評価を行い、必要に応じて施策等の見直しを行うこととしま す。
- 計画期間の終了前であっても、がんに関する状況の変化、がん対策の進捗状況と評価を踏まえ、必要があるときは計画の見直しをします。

第4章 第2期計画の実績

第2期計画では以下の全体目標のもと、3つの課題を重点的に取り組み、予防から医療の充実、がん患者等への相談支援と情報提供の充実に、総合的に推進してきたところです。

【全体目標】

- ■全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の向上
- ■がんになっても安心して暮らせる社会の構築
- ■がんによる死亡者の減少(75歳未満年齢調整死亡率の減少)

【重点的に取り組むべき課題】

- ・がんの予防と理解の促進(一次予防、早期発見(二次予防)、がん教育)
- がん医療の充実(がん医療水準の向上、がんと診断された時からの緩和ケアの推進)
- がんに関する相談支援と情報提供の充実(相談支援と情報提供、働く世代への対策の充実)

1 第2期計画に掲げる数値目標の達成状況

- 目標値を掲げている65項目(39指標)について、これまでの達成状況をみると、
 - ・「達成」が25項目(39%)(目標値を達成済み)
 - ・「改善」が23項目(35%)(目標値を達成していないが基準値より数値が改善)
 - ・「維持・後退」が17項目(26%) (基準値から数値が改善していないもの)となっています。
- 「達成」と「改善」を合わせると半数以上を占め、第2期計画における取組は一定程度成果があったと言えますが、その一方で、「維持・後退」も十数項目あり、こうした項目については、次期計画に位置付けるなど、引き続き取り組んでいく必要があります。

指標の達成状況	項目数	主 な 指 標
達成	25項目(39%)	がんの副読本等の作成・配布、がん拠点病院の相談支援センター相談員の確保 等
改善	23項目(35%)	がん年齢調整死亡率 (75 歳未満)、がん検診受診率、食塩 摂取量、果物摂取量 等
維持・後退	17項目(26%)	成人喫煙率、野菜摂取量、運動習慣者、院内がん登録実施 医療機関数 等
計	6 5 項目	

<表-1>第2期山口県がん対策推進計画(平成25年(2013年)3月策定)数値目標一覧

(計画策定時、目標値、現状の()は、いずれも年又は年度)

(1)全体目標

目標	計	画策定時	E	目標値		現状
がん死亡者の減少	全体	86.5	全体	7 3	全体	79.1
がんの年齢調整死亡率(75 歳未満)の減少	男性	1 1 2.3	男性	1 0 0	男性	102.1
	女性	64.2	女性	5 0	女性	58.8
		(23)		(28)		(28)
全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減 と療養生活の質の維持向上		_	とその の軽減	のがん患者 家族の苦痛 と療養生活 維持向上」		_
がんになっても安心して暮らせる社会の 構築		_	安心し	になっても て暮らせる 構築」の実		

(2)がんの予防と理解の促進

目標	計画策定時	目標値	現状
成人の喫煙率の減少	男性 25.6%	男性 16.4%	男性 27.1%
	女性 2.9%	女性 1.6%	女性 6.9%
	(22)	(34)	(27)
未成年者の喫煙をなくす	中学生 5.1%	0 %	_
(中学生、高校生の喫煙率)	高校生 8.3%		
	(19)	(34)	
受動喫煙防止対策を行っていない施設(保	保健医療福祉施設	保健医療福祉施設	保健医療福祉施設
健医療福祉施設・官公庁・店舗娯楽施設・	4.8%	0 %	3.7%
企業 (職域)) の割合の減少	官公庁 0.8%	官公庁 0%	官公庁 3.0%
	店舗娯楽施設	店舗娯楽施設	店舗娯楽施設
	30.7%	15.4%	1 2.7%
	企業(職域)	企業 (職域)	企業 (職域)
	1 2. 2 %	0 %	6.2%
	(20)	(34)	(25)
受動喫煙(行政機関、医療機関、家庭、飲	行政機関	行政機関	行政機関
食店)の機会を有する人の割合の減少	10.4%	0 %	6.9%
	医療機関7.3%	医療機関 0%	医療機関 5.9%
	家庭 9.5%	家庭 3.0%	家庭 7.9%
	飲食店42.1%	飲食店13.1%	飲食店45.8%
	(24)	(34)	(27)
食塩摂取量(成人1人1日あたり)の減少	男性 10.8g	男性 9.0 g 未満	男性 10.7g
	女性 9.7 g	女性7.5g未満	女性 9.1 g
四本祖中目(トー・1 - 1 - 1 - 1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -	(22)	(34)	(27)
野菜摂取量(成人1人1日あたり)の増加	全ての野菜	全ての野菜	全ての野菜
	277.0g	350g以上 组类名服基	291.7g
	緑黄色野菜	緑黄色野菜	緑黄色野菜
	9 4. 0 g (22)	120g以上 (34)	93.6 g
	(44)	(34)	(27)

目標	計画策定時	目標値	現状
果物摂取量(成人1人1日あたり) 100g未満の人の割合の減少	5 7.7% (22)	30%以下 (34)	5 4.9 % (27)
運動習慣のある人の増加割合(30分・週2回の運動を1年以上) がん検診受診率の向上	20歳~64歳 男性26.8% 女性23.2% 65歳以上 男性30.5% 女性26.2% (22)	現状値より10% 増やす 20歳~64歳 男性 37% 女性 33% 65歳以上 男性 41% 女性 36% (34)	20歳~64歳 男性20.5% 女性17.8% 65歳以上 男性33.8% 女性24.2% (27)
(市町、職域を含む)	男性32.5% 女性24.1% 肺がん 男性23.8% 女性21.1% 大腸がん 男性23.3% 女性18.4% 子宮がん※ 女性19.8% 乳がん ※ 女性19.8%	(胃、肺、大腸は 当面40%以上) (28)	男性43.5% 女性29.9% 肺がん 男性50.0% 女性37.5% 大腸がん 男性39.1% 女性29.2% 子宮がん※ 女性28.6% 乳がん ※ 女性28.5% (28)
全ての市町における精度管理・事業評価及び科学的根拠に基づくがん検診の実施	19市町 (23)	19市町 (28)	19市町 (28)
子どもに対するがんの副読本等の作成・配 布や出前講座等の試行的取組の実施	- (24)	全学校配布(副読本等) 実施校数の増加 (出前講座等) (28)	配布済 (26) 出前講座の実施
県民に対する更なる普及啓発活動の実施	1回 (24)	がんに関する展示 会の開催 (年1回 以上) (28)	1回 (28)
がん患者が、がんに正しく向き合うための 病状や治療等を学ぶことのできる環境整備 患者の家族自身も、心身のケアが必要であることを学ぶことのできる環境の整備	- (24)	相談支援センター におけるがんに関 する専門図書及び インターネット環 境の整備	整備 (専門図書9施設) (IT環境6施設)
♥ 毎9抽斗両にわけてフウボルし可ぶしのぶ		(28)	「温土1年間の画参

[※] 第2期計画における子宮がんと乳がんのがん検診受診率の数値目標は、他の部位と同様、「過去1年間の受診率」で設定している。

(3)がん医療の充実

目標	計画策定時	目標値	現状
全てのがん拠点病院にチーム医療体制を整備	手術療法 3機関 化学療法 8機関 放射線療法 3機関 3療法連携 7機関	全てのがん拠点病院に整備	手術療法 9 機関 化学療法 9 機関 放射線療法 7 機関 3 療法連携 7 機関
	(24)	(28)	(29)
がん拠点病院における腫瘍センター等の がん診療部の設置	1 機関 (24)	増加 (28)	3 機関 (28)
がん拠点病院におけるがん治療の専門医 等の育成	P45 参考資料 1 参照 (24)	增加 (28)	P45 参考資料 1 参照 (29)
がん拠点病院におけるがんのリハビリテ ーションに関わる医療従事者に対する質 の高い研修の実施	7機関 (24)	全てのがん拠点病 院で実施 (28)	6 機関 (29)
がん拠点病院におけるセカンドオピニオンの提示	— (24)	全てのがん拠点病 院で提示 (28)	9機関 (29)
がん拠点病院のがん診療に携わる全ての医師が緩和ケア研修を修了	国立がん研究センタ ー又は日本緩和医療 学会の研修修了者 22人 (23)	全ての医師 (がん拠点病院) (28)	国立がん研究セン ター又は日本緩和 医療学会の研修修 了者 30人(28)
緩和ケアの研修体制を見直し、がん診療に 携わる全ての医療従事者が基本的な緩和 ケアを理解し、知識と技術を習得	がん拠点病院主催 の研修修了者 420人 (23)	がん診療に携わる 全ての医師 (28)	がん拠点病院主 催の研修修了者 1,209人 (29)
全てのがん拠点病院に、緩和ケアチームや 緩和ケア外来などの専門的な緩和ケアの 体制を整備	緩和ケアチーム 10拠点 緩和ケア外来 8拠点 (23)	全てのがん拠点病院 (10拠点) (26)	緩和ケアチーム 10拠点 緩和ケア外来 10拠点 (26)
地域連携クリティカルパスの活用数の増加	37件 (24)	増加 (28)	234件 (29)
在宅緩和ケアを提供する医療機関等との 連携の促進	20機関 (24)	増加 (28)	20機関 (29)
院内がん登録の実施医療機関数の増加	26機関 (24)	40機関 (28)	24機関 (29)
地域がん登録の登録届出件数の増加	13,350件 (24)	15,000件 (28)	12,083件 (28)
DCO (死亡票のみの登録者の割合) の改善	27.0% (H20 罹患集計)	10.0%	5.5% (H25 罹患集計)
I M比(罹患/死亡比)の確保	2.05 (H20 罹患集計)	2.0以上	2.15 (H25 罹患集計)
全ての拠点病院における、がん登録実務者の研修受講	国立がん研究セン ター又は厚生労働 省の研修受講者数 7人 (24)	全ての実務者の研 修の受講 (28)	国立がん研究センター又は厚生 労働省の研修受 講者 2 5 人(28)

目標	計画策定時	目標値	現状
がん研究の一層の推進	_	_	_
小児がん専門医の維持・確保	0人 (24)	2人以上 (28)	0人 (28)
小児がん拠点病院と県内医療機関とのネットワークの整備(協力病院の登録)	- (24)	登録 (28)	ネットワーク登録
小児がん中核機関と県内医療機関との情報共有体制の整備	— (24)	整備 (28)	ネットワーク整備
小児がんの状況、医療体制の情報発信(県 民向け)	— (24)	実施 (28)	冊子等での啓発

(4) がん医療に関する相談支援及び情報提供の充実

目標	計画策定時	目標値	現状
がん拠点病院の相談支援センター相談員	40人 (24)	増加 (28)	58人(28)
の確保			
基礎研修3課程の修了者の増加	2 2 人 (24)	増加 (28)	28人(28)
ピア・サポート研修の受講者数の増加	- (24)	増加 (28)	– (28)
県庁HPにがん対策専門サイトを開設	- (24)	開設 (25)	開設済(25)
事業所へのがんに関する正しい知識の普	_	県内全事業所	サポートブック 「がんと仕事と
及	(24)	(28)	お金」を送付 (27)
がん拠点病院の相談支援センターにおけ	_	開設	3 か所
る就労相談窓口の開設	(24)	(28)	(28)

2 第3期計画における数値目標の考え方

- 第3期計画においても、第2期計画の達成状況等を踏まえた上で、分野ごとに指標 及び数値目標を掲げ、計画の進捗状況を把握します。
- 第2期計画の達成状況が「達成」あるいは「改善」であった指標については、その 内容を分析し、第3期計画においても引き続き指標とすることが必要な場合は、数値 を再設定して新たな目標とします。

また、進捗状況が「維持又は後退」であった指標については、内容の分析を行い、 指標として継続するかどうかを検討した上で、指標としての妥当性が乏しい場合等に は、代替できる適切な指標を設定しています。